

資料

各種通知等

○建築設備等に関する指導基準

(平成 10 年 11 月 10 日付け予第 1064 号)

建築設備等に関する指導については、建築基準法令等に基づき、建築部局がこれを行うものであるが、これら建築設備等のうち消防と密接な関係があるものについて、枚方、寝屋川両市の建築担当部局と調整の上、次のとおり定める。

第 1 防火戸に設ける開放可能な部分の設置基準

消火活動上、防火戸を経由して消防用ホース等を延長する場合の当該防火戸の円滑な開閉による避難経路の確保及び延焼拡大の防止並びに消火活動の安全確保を図ることを目的に、防火戸には次により、ホース延長用の開放可能な部分（以下「ホース用開口部」という。）を、設けるものであることとする。

1 ホース用開口部の設置の対象となる防火戸

特別避難階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に、次に掲げる消防用設備等を設置する場合は、その室内側の取合部に設けられた防火戸に、ホース用開口部を設けること。

なお、ホース用開口部を設けるに当たっては、個々に建築基準法令上の適否等の判断について、建築担当部局と十分に連絡調整を図るものであること。

- (1) 令第 29 条に規定する連結送水管の放水口ただし、防火戸に、ホース用開口部の設置が認められない場合の放水口の設置については、階段室等の出入口から容易に判別できる屋内側の位置で、かつ、出入口から 5 m 以内の位置に設けるものであること。
- (2) 消防法施行令第 11 条に規定する屋内消火栓設備の消火栓箱。
- (3) 消防法施行令第 12 条に規定するスプリンクラー設備の補助散水栓箱

2 ホース用開口部の構造等

防火戸に設けるホース用開口部は、消火活動上必要な消防用ホースの通水に支障がないもので、かつ、防火区画の形成に支障とならない範囲で、次により設けること。

- (1) 位置は、防火戸の吊り元の反対側で、かつ、防火戸の下端であること。
- (2) 吊り元（蝶番）は、防火戸の吊り元側であること。
- (3) 構造は、常時閉鎖状態にあり、使用時に容易に開くことができ、かつ、ホース延長に支障のないものであること。
- (4) 大きさは、防火戸を閉鎖した状態において、有効な幅及び高さが、それぞれ、概ね 15 センチメートル（15 センチメートル以上のものに限る。）であること。

- (5) 開放方向は、防火戸と同一の方向とすること。
- (6) 建築基準法施行令第 110 条第 4 項の規定による構造を有するものであること。

第 2 避難経路に係る誘導標識等の設置基準

消防に関する標識等については、消防法施行令及び消防法施行規則に定める消防用設備等の標識の表示の基準について（平成 10 年 6 月 19 日付け枚方寝屋川消防組合公告第 1 号）及び消防用設備等の設置に係る標識等の表示基準について（平成 10 年 6 月 19 日付け予第 565 号）等によるほか、次による避難経路に係る表示をするものとする。

1 バルコニー等に設置された避難施設の管理

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）第 40 条に規定されている避難施設の管理について、消防法施行令（以下「令」という。）第 25 条の規定による避難器具が設けられたバルコニー等及び当該バルコニー等に設けられた避難器具を避難経路として共有するバルコニー等が、隣接する居室等と居室等の間に設置された仕切り板等で仕切られている場合の取扱いは、次によること。ただし、避難階等で、当該仕切り板等を経由することなく安全に避難できる階若しくは部分を除く。

(1) 仕切り板等の構造は、次によること。

ア 容易に開放、除去又は破壊できるもので、原則として厚さ 5 ミリメートル以下のものであること。

なお、風圧で壊れないような構造のものであること。

イ 材質は、石綿スレート等の不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料等で造られたものであること。

ウ 避難のための開口部が、有効幅 60 センチメートル以上、かつ、有効高さ 90 センチメートル以上設けられるもの。

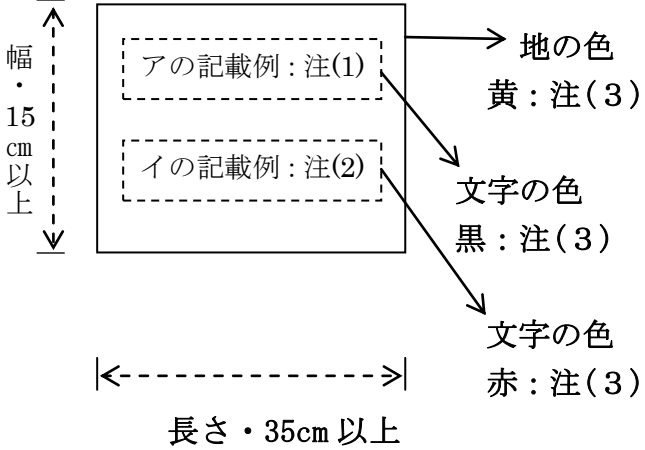
(2) 仕切り板等には、次による表示をすること。

ア 避難経路（避難の際の使用方法）である旨の表示。

イ 仕切り板等の付近に避難の支障となる物品等を存置することを禁ずる旨の表示。

ウ ア及びイの表示は、仕切り板等の両面に、次表により行うものであること。

<表>

区分 種類	表示基準（色・大きさ）	設置場所
仕切り板 等	 <p>幅・15 cm 以上</p> <p>長さ・35cm 以上</p> <p>地の色 黄：注(3)</p> <p>文字の色 黒：注(3)</p> <p>文字の色 赤：注(3)</p>	床面から 0.7 m 以上の高さで、仕切り板等の中央部で見やすい箇所
<p>備考 注(1)：「非常の際には、ここを破って隣戸へ避難できます」 注(2)：「この付近に物を置かないで下さい」 注(3)：表示方法が塗料の吹きつけ等による場合は、仕切り板等の表面色により見やすい色の文字（地の色は不問）とすることができること。</p>		

エ 避難器具が設けられた居室等と隣接する居室等の間にある仕切り板等の片側（避難器具を設けたバルコニー等に接する居室等に隣接する居室等側。）に、避難器具の存置に係る標識を「消防用設備等の設置に係る標識等の表示基準について」（平成 10 年 6 月 19 日付け予第 565 号）別紙中、3 により表示するものであること。

なお、この場合の表示については、原則として前ウに係る表示の上部で、かつ、高さを床面から概ね 1.5 メートルとし、仕切り板等の中央部の見やすい位置とすること。

- (3) 令第 25 条第 1 項の規定により義務設置とならない避難器具を同条第 2 項及び消防法施行規則第 27 条の規定に適合するよう、バルコニー等に設けた場合については、前(1)及び(2)と同様の取扱いをすることとする。
- (4) 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成 8 年 10 月 3 日付け通達第 6 号）の規定を適用したものについては、同通達別紙 2. 第 1. 3 によるほか、前述の本文（第 2. 1）ただし書きに

よるほか、仕切り板等の両面に前(2)ウの<表>のよる表示をし、避難器具を設けるものにあつては前(2)エによることとする。

2 避難口のとびら等の表示

条例第40条の2の規定により、避難口のとびら等の表示を行うもののうち、周囲の意匠等により、これによりがたい場合にあつては、当該避難口のとびら等の表示を、次によることができるものであること。

なお、百貨店等の避難口とびらに関する指導要綱（昭和53年7月1日訓達第10号。以下「要綱」という。）に規定する防火対象物で、要綱第5項の規定による表示がし難い場合であっても同様の取扱いをして差し支えないものであること。

(1) 条例第40条の2第1項、第2項及び第3項（屋外階段に限る。）若しくは第4項（要綱第4項第1号、第2号及び第3号（屋外階段に限る。）若しくは第4号に掲げるものを含む。）に掲げる階段及び防火区画に係るとびら等については、次によること。

ア とびらは、避難方向の面に表示すること。

イ 消防庁告示第13号（昭和48年12月22日）第二、三、（二）、イ（かっこ書きを除く。）に適合するシンボル及び文字を表示すること。

ウ 表示の大きさは、シンボル及び文字をあわせたものの幅及び長さをそれぞれ30センチメートル以上とすること。

エ 表示の高さは、0.7メートル以上1.5メートル以下とすること。

オ とびら等が周囲の壁等と同色系統の場合にあつては、とびらの周囲を要綱別表に規定する緑色の幅5センチメートル以上の線で色別すること。

(2) 条例第40条の2第3号（要綱第4項第3号に掲げるものを含む。）に掲げる避難橋又は避難用タラップ等、避難の用に供される消防用設備等に係るとびら等については、前(1).ア、エ及びオによるほか、消防用設備等の設置に係る標識等の表示基準について（平成10年6月19日予第565号）3による表示をするものであること。

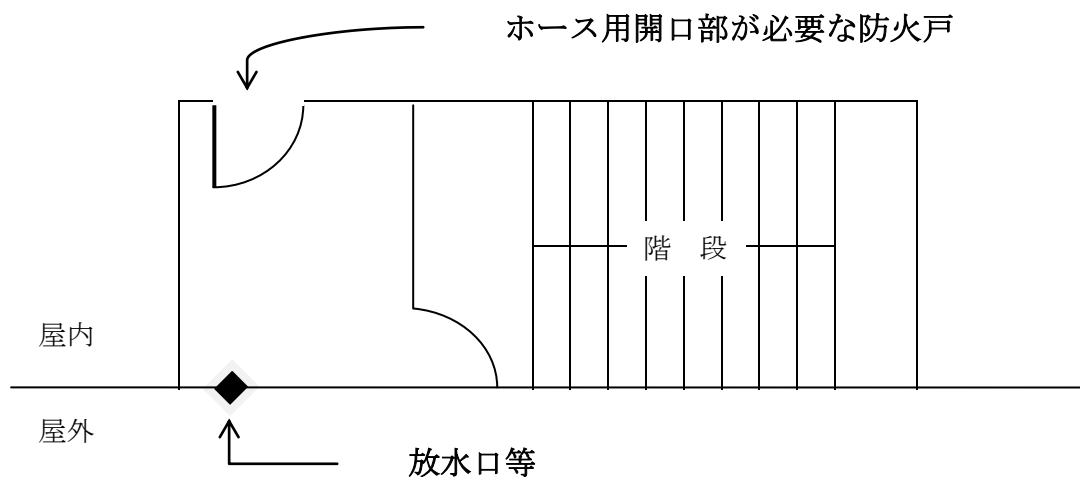
附 則

- 1 本基準は、平成10年11月10日から施行する。
- 2 本基準の施行の際、現に存する建築物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物にあつては、なお、従前の例によるものであること。ただし、建築主、所有者、管理者及び占有者等の関係者の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 本基準の施行の際、現に存する建築物において、防火戸を改修する場合は、本基準によるものであること。ただし、この場合、関係者の同意を得たものであることとする。

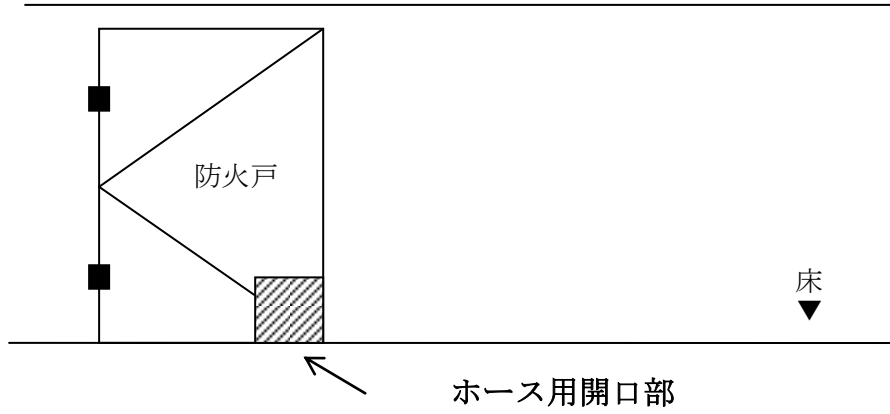
<第1関係>

(参考)

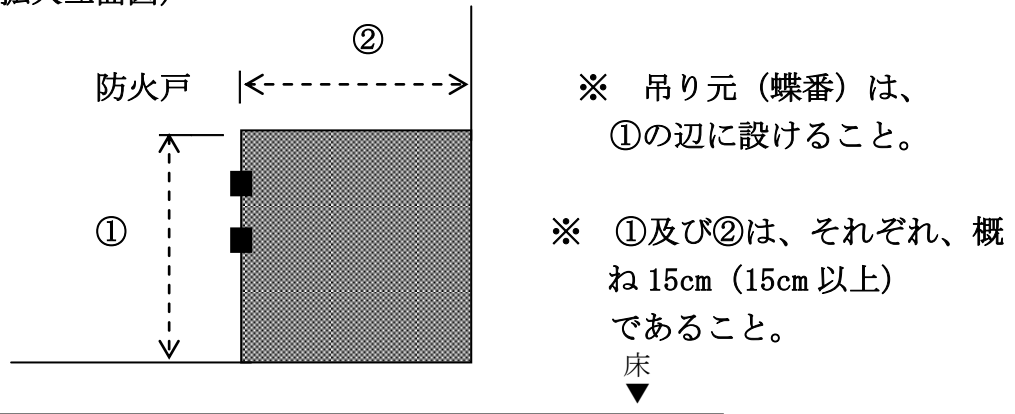
- 1 関係：ホース用開口部が必要な防火戸
(平面図)



2 関係：ホース用開口部の設置位置、構造
(立体面)



(拡大立面図)

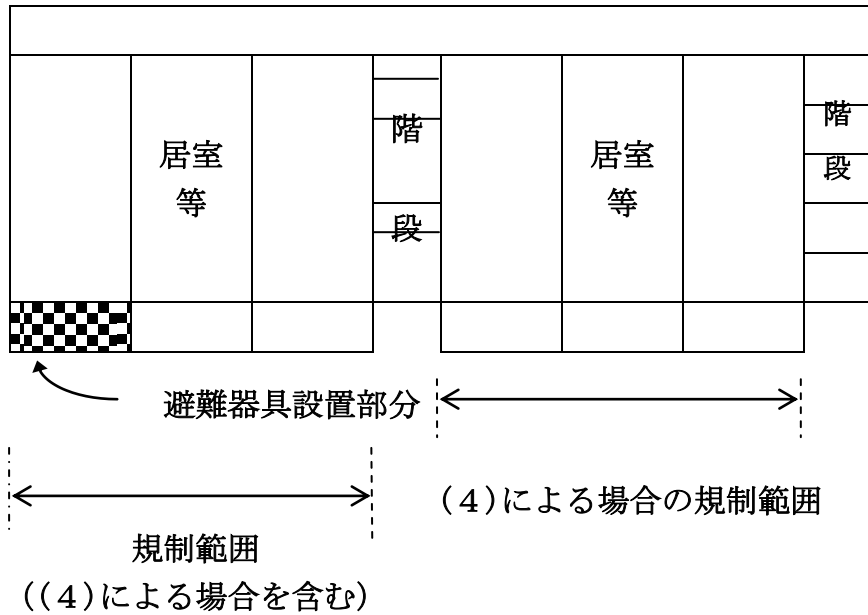


<第2. 1. 関係>

1 関係：設置基準の規制範囲

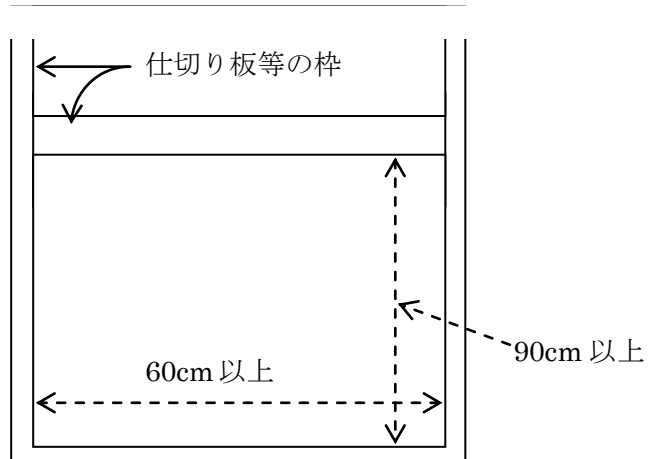
(平面図)

共用廊下



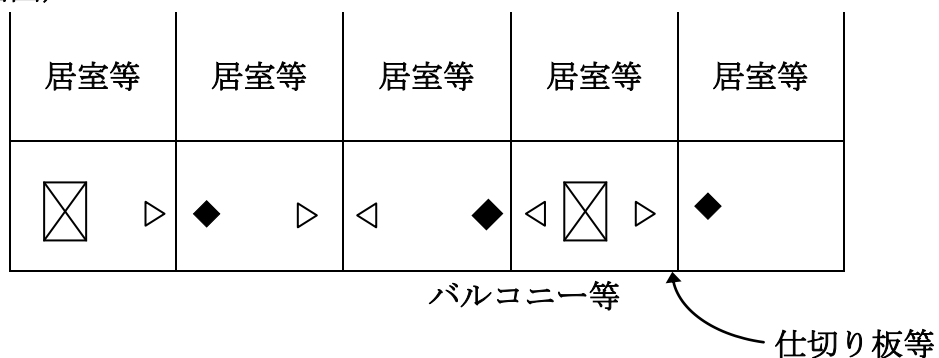
1. (1). ウ関係：避難のための有効開口部

(拡大立面図)



1. (2). ウ、エ関係：標識等の表示面

(平面図)



※ 備考



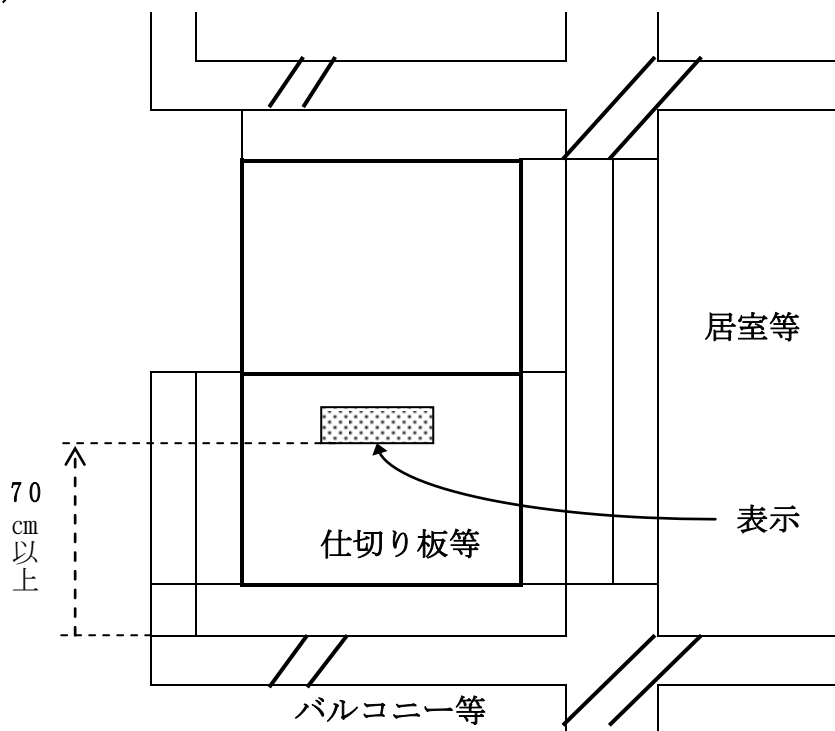
: 避難器具の設置位置

▷ 及び ◁: (2). ウに係る表示の位置

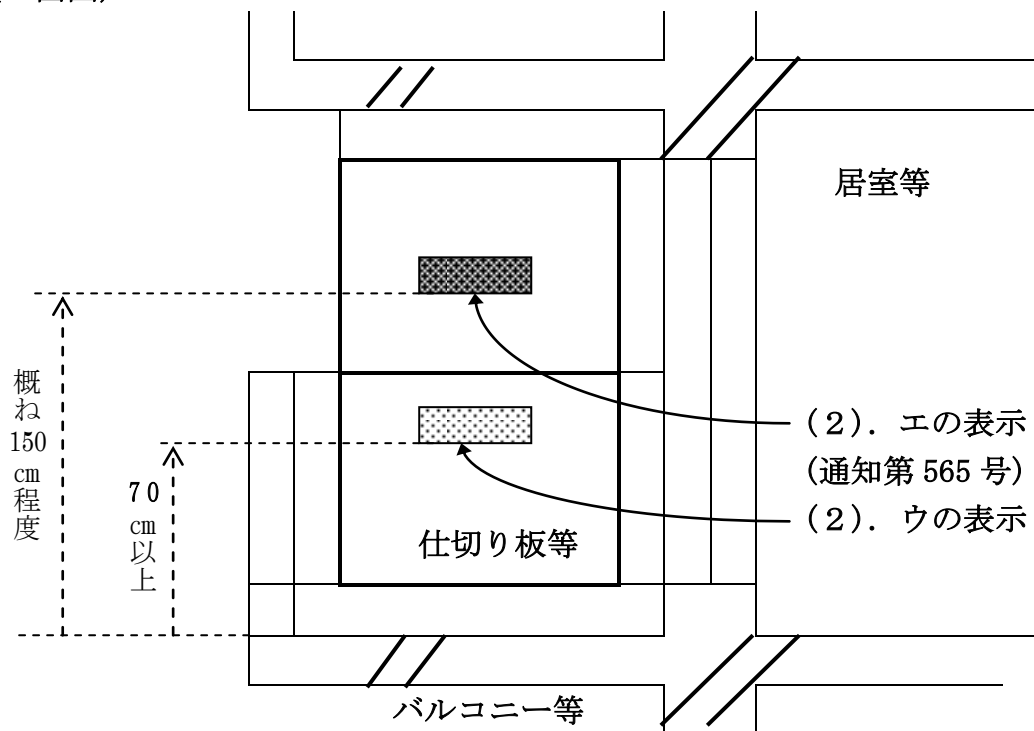
◆ : (2). ウ及びエに係る表示の位置

1. (2). ウ関係：標識等の表示位置の例 1

(立面図)

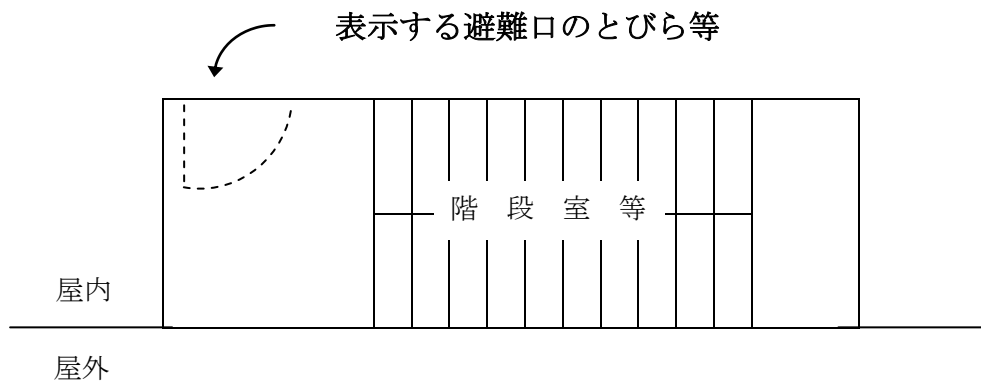


1. (2). エ (ウ含む) 関係：標識等の表示位置の例2
(立面図)

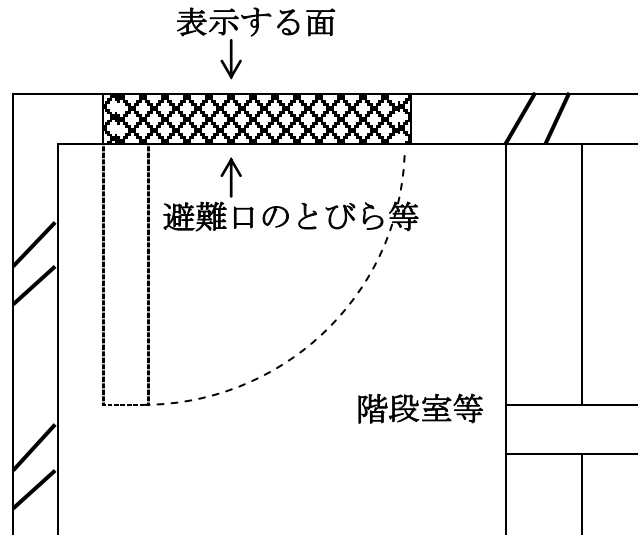


<第2. 2 関係>

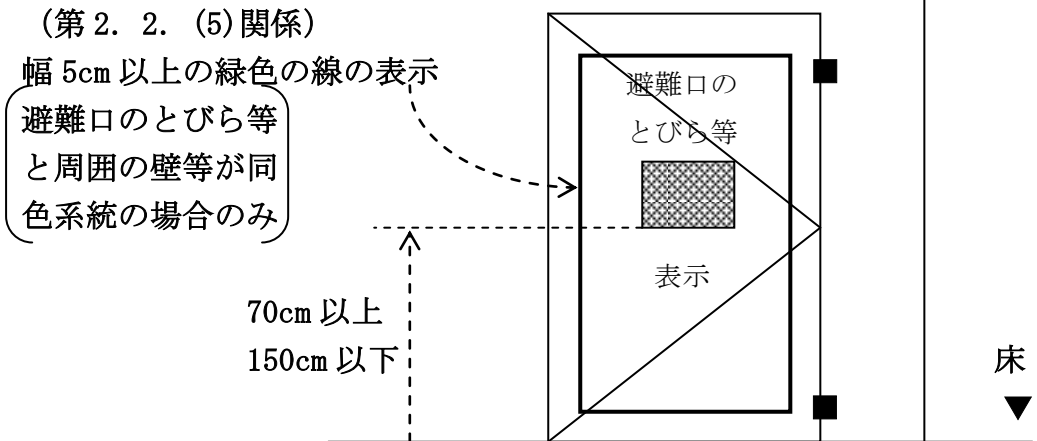
2 関係：表示する避難口のとびら等
(平面図)



(拡大平面図)



(立面図)



○キュービクル式変電設備等の運用指針

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和 37 年 4 月 1 日条例第 44 号、以下「条例」という。）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準は、次のとおりとする。

1 キュービクル式変電設備

- (1) 「キュービクル式変電設備」とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。
- (2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は 1.6 ミリメートル（屋外式の場合は、2.3 ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
 - ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
 - ウ ヒューズ等に保護された電圧計
 - エ 計器用変成器を介した電流計
 - オ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
 - カ 配線の引込み口引出し口

キ (9)に規定する換気口及び換気装置

- (7) 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。
- (8) 配線をキュービクルから引き出すための電線引き出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (9) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
 - ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
 - イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
 - ウ 自然換気口によっては、十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
 - エ 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (10) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。

また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

2 キュービクル式発電設備

- (1) 「キュービクル式発電設備」とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいう。
- (2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル(屋外用のものは、2.3ミリメートル)以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分を除く。)には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の床面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸水防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。
 - ア 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料とした

ものに限る。)

- イ 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管
- ウ 燃料の出し入れ口
- エ 配線の引出し口
- オ (12)に規定する換気及び換気装置
- カ 内燃機関の排気筒及び排気消音器
- キ 内燃機関の息抜き管
- ク 始動用空気管の出し入れ口

- (7) 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。
- (8) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音装置を講じたものであること。
- (9) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。
- (10) 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。
- (11) 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (12) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
 - ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないように空気の流通が十分に行えるものであること。
 - イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
 - ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
 - エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (13) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。

また、配線の引出し口、換気口等も同様とする。

3 キュービクル式蓄電池設備

- (1) 「キュービクル式蓄電池設備」とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。
- (2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル(屋外用のものは、2.3ミリメートル)以上

- とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の床面から 10 センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の進入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
- ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
- イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
- ウ 切替スイッチ等のスイッチ（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
- エ 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計
- オ (11)に規定する換気口及び換気装置
- カ 配線の引込み口及び引出し口
- (7) 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。
- (8) キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。
- (9) 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。
- (10) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。
- (11) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。
- ア 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の 3 分の 1 以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の 3 分の 2 以下であること。
- イ 自然換気口によつては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

- ウ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (12) 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。
- また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

○電気設備が設置されている部分等における 消火設備に係る運用基準

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第13条に定める水噴霧消火設備等を設置しなければならない電気設備及び火気使用設備の範囲等並びに令第32条の規定を適用する場合の基準を次のとおり定める。

第1 電気設備が設置されている部分等に関する事項

1 令第13条第1項表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」は次の各号に定めるところによる。

(1) 「発電機、変圧器」とは、発電設備又は変電設備として設置するもの
のうち、定格出力が20キロワット以上のもの

(2) 「その他これらに類する電気設備」とは、前号の電路に接続するリア
クトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入りしゃ断器、
計器用変成器等（以下「電気機器類」という。）とし、次のいずれかに
該当するものはこれに含まれない。

イ 内部に電気機器類を含まない配電盤、分電盤又は制御盤

ロ 冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性
ガスを発生するおそれのないもの

2 令第13条第1項表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以
下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積」は、次の(1)又
は(2)により求めた面積のうちその小さい方の数値によるものとする。ただ
し、防火対象物の屋上部分に電気設備が設置されている場合にあつては(2)
に準じて求めた面積によるものとする。

(1) 電気設備を、不燃材料の壁、床、天井又は甲種防火戸若しくは乙種防
火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖するこ
とができ、かつ、煙感知器（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。
以下「規則」という。）第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつて
は、規則第23条第6項第1号に定める熱感知器）の作動と連動して閉鎖
することができるものに限る。）で区画された部分に設置する場合は、
当該区画された部分の床面積とする。

- (2) 電気設備がすえ付けられた部分の、当該電気設備の水平投影面の周囲に、水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2以上設置されている場合はその合計面積（電気設備が近接して存する場合で、水平距離5メートルの線で囲まれた部分が重複するときは、当該重複した部分の面積は重複加算しない。）をいう。）とする。

第2 多量の火気を使用する部分等に関する事項

- 1 令第13条第1項表中「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所をいう。
- 2 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分の床面積の算出は、第1. 2の例により行うものとする。
- 3 火気使用設備（液体燃料、気体燃料又は電気を使用するものに限る。）を設置している部分に二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「二酸化炭素消火設備等」という。）を設置する場合は、消火剤放射前に当該火気使用設備の燃料等の供給を停止できる機構を付置すること。

第3 令第32条に係る特例基準

令第13条第1項表中電気設備又は火気使用設備が設置されている部分のうち、次の各項に該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うものとする。

- 1 次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置した場合は、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。
 - (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入式の電気設備であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
 - (2) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
 - (3) 密封方式のOFケーブル油槽

- (4) 昭和48年消防庁告示第1号、第2号又は昭和50年消防庁告示第7号に適合する構造のキュービクル等に収納されている電気設備
 - (5) 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- 2 同一の室内に電気設備が2以上設置されている場合で、1の電気設備を設置している部分の床面積が200平方メートル未満であり、かつ、当該電気設備と他の電気設備との水平距離が10メートルを超えるときは、当該電気設備を設置している部分に大型消火器を設置することにより、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。
- 3 発電所の電気設備が設置されている部分に、次により水噴霧消火設備を設置した場合は、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。
- (1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面部分を包含するように設けること。
 - (2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、次表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、右欄に掲げる離隔距離以上であること。

公称対地電圧 (キロボルト)	離隔距離 (センチメートル)
66 以下	70
77 以下	80
110 以下	110
154 以下	150
187 以下	180
220 以下	210
275 以下	260

- (3) 噴霧ヘッドの性能及び水源の水量は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置されるすべての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、防護面積1平方メートルにつき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分にあつては6リットル、その他の部分にあつ

ては10リットルで計算した量以上の量で有効に放射できるものであること。

ロ 水源の水量は、イに定める条件ですべての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間放射することができる量以上の量とすること。

(4) 制御弁及びストレーナを次のイからハまでに定めるところにより設けること。

イ 制御弁及びストレーナは放射区域ごとに設けること。

ロ 制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下であること。

ハ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

(5) 配管は、電気設備の上部を通過しないように設けること。

(6) 配管及びその支持物の非充電露出部は有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を10オーム以下とすること。

(7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。

(8) 加圧送水装置は、規則第16条第3項第3号の規定の例により設けること。

(9) 呼水装置、非常電源又は配管は、規則第12条第3号の2第4号又は第6号の規定の例により設けること。

(10) 貯水槽等には、規則第12条第9号に規定する措置を講じること。

4 鍛造場、ボイラー室及び乾燥室における火気使用設備の最大消費熱量の合計が350キロワット未満であるときは、大型消火器を設置することにより、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。

5 同一の室内に火気使用設備（鍛造場、ボイラー室及び乾燥室におけるものに限る。以下この項において同じ。）が2以上設置されている場合で、1の火気使用設備（2以上の設備が近接して存する場合で、相互の水平距離が10メートル以下であるときは1の設備とみなす。）の最大消費熱量が350キロワット未満であり、かつ、当該火気使用設備と他の火気使用設備との水平距

離が10メートルを超えるときは、当該火気使用設備を設置している部分に大型消火器を設置することにより、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。

- 6 火気使用設備のうち、厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、当該部分に設けられた排気ダクト内に延焼防止上有効な消火装置を設置した場合は、令第13条の規定にかかわらず、二酸化炭素消火設備等を設置しないことができる。

第4 大型消火器の設置基準等

第3第1項、第2項、第4項及び第5項の基準に定める大型消火器の設置方法及び取扱いは次によるものとする。

- 1 大型消火器の設置方法は、令第10条第2項、規則第7条第1項及び第9条の規定の例によること。
- 2 大型消火器を設置した場合、当該大型消火器は令第10条第1項の規定により設置を要する消火器具の減免の対象にはできないものとする。

第5 その他

この基準の運用細目は、別記による。

電気設備が設置されている部分等における消火設備に係る運用細目

1 基準第1第2項第2号の「同一の室」とは、各階ごと（吹抜け等を共有するものにあつては、階が異なる場合についても、これを同一の階にあるものとみなす。）に判断するものとし、次のいずれかにより区画された部分をいうものとする。

(1) 基準第1第2項第1号の例により区画されたもの

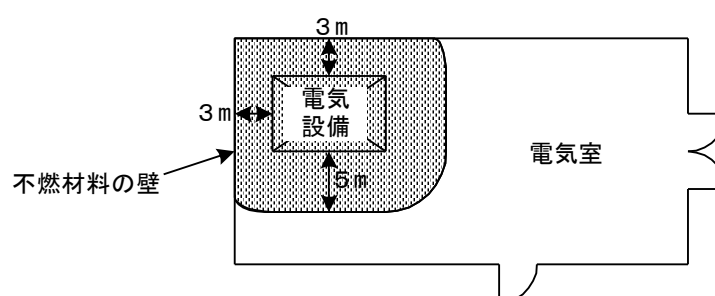
(2) 条例第11条第1項第3項の規定の例により区画されたもの


2 基準第1第2項第2号の電気設備が設置されている部分の床面積の算定は、次による。

(1) 水平距離5メートル未満の部分に不燃材料で造られた壁（基準第1第2項第1号の規定に適合する防火戸を含む。）が存する場合は、当該壁までの部分の面積とすることができる。

なお、この場合、当該部分の床及び天井は不燃材料で造られていること。

例 図



※ 例図の場合の、電気設備が設置されている部分の床面積は、部分の面積とすることができる。

(2) 屋上等に電気設備が2以上設置されている場合で、当該電気設備と他の電気設備との水平距離が10メートルを超えるときは、当該電気設備に

については合算の対象としないものとする。

また、水平距離が10メートル以下の場合であっても、当該10メートル以下の部分に不燃材料で造られた延焼防止上有効な壁等が存する場合も同様とする。

- 3 基準第2第1項又は第3第4項の最大消費熱量とは、火気使用設備の1時間当たりの最大燃料消費量にその燃料の発熱量を乗じて得た値とする。ただし、配管径等から同一の部分に同時に供給できる燃料の量が最大燃料消費量に満たないものである場合は、当該同時に供給できる燃料の量に発熱量を乗じて得た値とする。

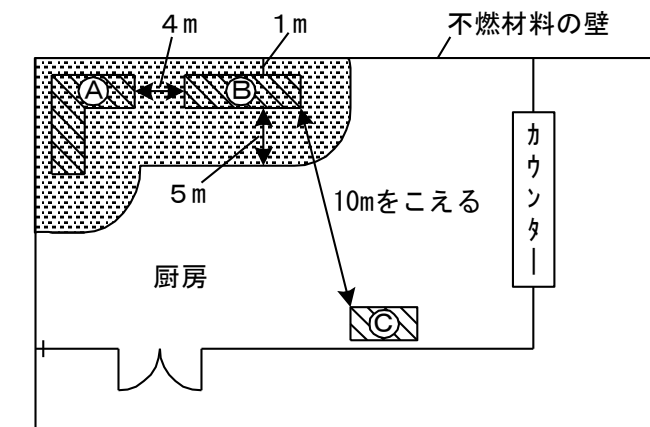
なお、次表左欄に掲げる燃料の種別ごとの発熱量は、同表右欄に掲げる数値とする。

燃料	発熱量 (算定用)
ガソリン	12kw/kg
灯油	12kw/kg
軽油	12kw/kg
重油	12kw/kg
都市ガス(13A)	12kw/kg
プロパンガス	28kw/kg
石炭	70kw/kg

- 4 基準第2第1項にいう「金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所」とは、同一の室内に2以上の火気使用設備が設置されている場合には、当該各火気使用設備の最大消費熱量を合算することとなるが、1の火気使用設備の最大消費熱量が350キロワット未満で、かつ、他の火気使用設備からの水平距離が10メートルをこえるときは、当該火気使用設備については合算の対象としないものとする。

また、水平距離が10メートル以下の場合であっても、当該10メートル以下の部分に不燃材料で造られた延焼防止上有効な壁等が存する場合も同様とする。

例 図



▨: 火気使用設備 (A~C)

最大消費熱量 各々230キロワットとする。

※ AとBについては合算するがCについてはその対象としない。

従ってこの場合の火気使用設備が設置されている部分の床面積は ▨ 部分の面積となる

- 5 基準第2第3項で、燃料等に液体燃料、気体燃料又は電気を使用する火気使用設備を設置している部分に二酸化炭素消火設備等を設置する場合は、消火剤放射前に当該火気使用設備の燃料等の供給を停止できる機構を付置することとしているが、その例は次のとおりとする。
- (1) 当該機構は、原則として二酸化炭素消火設備等の起動装置の操作又は作動と連動して起動するものとする。
 - (2) 局所放出方式又は移動式の二酸化炭素消火設備等を設置する場合で、火災時に容易に接近できる位置で手動により火気使用設備の燃料等の供給を停止できる場合は、当該機構を付置しないことができるものとする。
 - (3) そ及適用により新たに全域放出方式の二酸化炭素消火設備等を設置する場合、又は既に設置されている全域放出方式の二酸化炭素消火設備等に係る場合にあつては、努めて当該機構を付置するよう指導するものとする。
- 6 基準第3第1項第1号及び第2号に掲げる電気設備の容量は、個々の電気機器単位にいうものである。従って、例えば900キロボルトアンペアの容量

の電気機器が同一の場所に2以上設置される場合であっても、第3第1項の規定のうち第2号に係るものについて適用することができるものであること。

なお、基準第3第1項に掲げる電気機器と他の電気機器が同一の場所に設置されている場合は、原則として当該規定は適用できないものとする。

- 7 基準第1第1項に掲げる「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」と基準第2第1項に掲げる「その他多量の火気を使用する部分」が同一の場所に存する場合で、相互の水平距離が10メートル以下であるときは、基準第1第2項第2号の例による面積とする。